

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

微生物の力でおいしい水づくり(高度浄水施設—茨城県)



微生物の力でおいしい水づくり(高度浄水施設—茨城県)

近年の国民の生活の水準の向上,生活意識の多様化等に伴い,人体に対する直接的な危害の防止だけでなく,より快適な生活環境の確保に向けての国民のニーズが高まっており,新しい行政の展開が図られている。

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

第1節 食品の安全性の確保

食品産業の発展に伴う食品の製造加工技術の近代化,高度化,複雑化により,様々な食品が現われ,流通の広域化が進む中で,食品の安全性確保のための対策は一段と重要性を増してきている。

このため,食品衛生法に基づき,食品,食品添加物等の規格基準の設定,営業者に対する規制・指導等,輸入食品の監視等を柱として以下の施策を推進している。

〔食品保健施策の今後の方向〕

近年,国民の生活水準の向上,健康志向の高まり等を背景にした食品に対するニーズの多様化,科学技術の進歩による各種加工食品の開発,食品の国際流通の進展による輸入食品の増加等により,食品に係る問題はより複雑,多様化している。厚生大臣の諮問機関である食品衛生調査会は,このような現状を踏まえ,昭和63年10月,(1)科学技術に立脚した政策の推進,(2)消費者ニーズの重視,(3)国際的な連携の推進,(4)民間活力の導入の4点を基本方針として,食品の製造から消費に至る各段階を通ずる総合的,体系的な食品保健対策を構築するよう意見具申を行った。

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

第1節 食品の安全性の確保

1 食品等の規格基準,表示

現在までにすでに清涼飲料水,食肉製品,冷凍食品等24の食品群,乳及び乳製品,347品目の添加物等について規格基準を設定しているが,今後とも必要に応じ新たな規格基準を設定するとともに,すでに設定されたものについても見直しを行うこととしている。また,科学・技術の進歩に応じ,食品添加物の再評価を行う等絶えずその安全性の点検に努めているほか,諸外国との情報交換も行っている。

現在使用が認められている化学的に合成された食品添加物は347品目に上るが,従来の表示基準で表示を義務づけていたのは69品目にすぎず,しかも,ほとんどが添加物の物質名ではなく「人工甘味料」,「合成保存料」といった用途名で表示してもよいとされていた。近年の食品製造・加工技術の発展,国民の健康意識の向上に伴い,消費者が加工食品の内容を理解し,選択する際の情報源として食品添加物表示の果たす役割は大きくなっており表示の充実を図るべきであるとの指摘がなされていた。このような中で,昭和63年6月,「使用した食品添加物は,公衆衛生上の観点から,例外的なものを除き原則として表示することが適当」である旨の食品衛生調査会の答申を得,これを受けて,同年7月,食品添加物表示基準の改正を行った(なお,新基準への円滑な移行を図るため,平成2年12月31日までは従来の基準によることができることになっている)。これにより食品に使用した化学的合成品である食品添加物については,原則として,その物質名を表示することとなった。具体的表示方法としては,消費者等に対し,公衆衛生上適切な情報を提供するという観点から,原則として分かりやすい一般名又は慣用名である物質名により表示することとし,特に食品の選択及び取扱いのために必要性の高いものについては,用途名も併記することとなった。

また,いわゆる天然添加物の表示についても,化学的合成品である添加物の経過措置期間内に同様の表示を行う方向で検討を進めることにしている。

第7-1表 食品添加物の改正後の表示例

第7-1表 食品添加物の改正後の表示例

食品名		改正前	改正後
ウインナーソーセージ		合成保存料	保存料(ソルビン酸K)
		合成着色料	着色料(赤3)
		酸化防止剤	酸化防止剤(エリソルビン酸)
		発色剤	発色剤(亜硝酸Na)
		——	リン酸塩(K), ガゼインNa
		——	調味料(アミノ酸等)
即席ラーメン	めん	——	かんすい, 調味料(アミノ酸等)
	添付調味料	——	ソルビトール, カロチン
チューインガム		——	調味料(アミノ酸等)
		——	ガムベース, 香料, 軟化剤
		合成着色料	赤色3号, 黄色4号
	——	マンニット	

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

第1節 食品の安全性の確保

2 輸入食品対策

今や我が国の食品の3割以上は輸入に依存しているといわれており,しかも輸入件数が増加傾向にあるため,輸入食品の安全性がますます重要な問題となっている。そこで,輸入食品の監視・指導体制を一段と強化しているところである。特に,昭和61年4月のチェルノブイル原子力発電所事故に伴う食品の放射能汚染,食肉の残留物質について厳重に検査を行うとともに,検疫所における監視員の増員等検査体制の整備・充実を図り,輸入食品の安全性の確保に努めている。

食品の残留農薬については,これまで,53農産物について26農薬の残留基準が設定されており,この残留基準の整備を進めることとしている。近時,輸入農産物の増大に伴い,輸入農産物に収穫後使用される農薬(ポストハーベスト農薬)の残留が問題となってきている。我が国では,これまで農薬の収穫後使用はほとんど行われていなかったが,国際的には一般的な農薬の使用法となっていることから,今後,基準設定のための調査研究や輸出国との協議等を行い収穫後使用農薬残留基準を整備していく方針である。

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

第1節 食品の安全性の確保

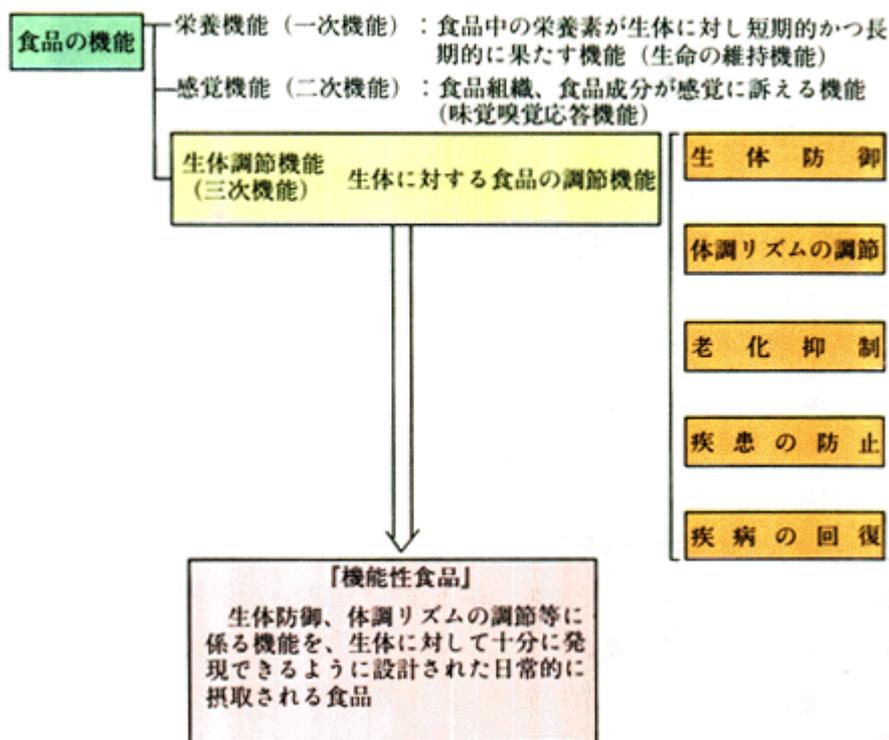
3 新しい機能をもつ食品

食品については、生命を維持する機能と「おいしさ」を感じさせる機能があるが、最近、生体防御、体調の調節等に係る第三の機能が注目されている。

そして、これらの機能を生体に対して十分に発現できるように設計された食品(いわゆる機能性食品)の研究・開発が進められている。このいわゆる機能性食品は食生活を通じての、より積極的な健康の増進に寄与するものと考えられるが、一方で、これらの食品が十分に評価を受けることなく商品として流通することは保健衛生上の問題があるため、これに対する適正な評価手法や認証、表示制度、国民に対する啓発普及のあり方等を検討する必要がある。このため、昭和63年8月以降「機能性食品懇談会」が開催され、いわゆる機能性食品の役割、範囲、許可指針策定の方向等について検討が行われている。また、いわゆる機能性食品等に関する業務を行うため63年4月、新たに厚生省内に新開発食品保健対策室を設置した。

第7-2図 「機能性食品」の概念

第7-2図 「機能性食品」の概念



厚生白書(昭和63年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

第1節 食品の安全性の確保

4 食中毒対策

昭和62年における食中毒発生状況は事件数,患者数では過去10年間で最低,死者数では過去最低であった(事件数840件,患者数25,368人,死者数5人。厚生省統計情報部「昭和62年食中毒統計」)。しかしながら,飲食店等においては食中毒発生件数も多く,また,学校給食施設や旅館では大規模食中毒が発生していることもあり,都道府県等におけるこれら施設に対する監視・指導の強化を図っているところである。

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

第1節 食品の安全性の確保

5 その他の食品保健対策

近時、食肉需要量全体に占める食鳥肉の割合が3分の1を超える(昭和61年156万t)など、食鳥肉の需要量が急増しており、疾病り患食鳥肉、抗菌性物質等残留食鳥肉、食中毒細菌汚染食鳥肉の排除による食鳥肉の安全確保が、国民の健康保持上極めて重要なものとなってきている。

このため、食鳥肉の安全と衛生を確保する検査制度を設けるべきであるとの専門家の意見もあり、疾病り患鳥の排除等の方策について、現在具体的検討を行っている。

また、近年のバイオテクノロジーの進歩に伴い、組替えDNA等の技術を食品分野に応用する研究が進んでいるが、それらバイオテクノロジー応用食品等の安全確保を図るため、食品衛生調査会において、製造指針の設定や、審査体制のあり方について検討を始めたところである。

さらに、現在すでに約2,000種が流通しているといわれている健康食品については、その安全性について逐次調査研究、情報の収集等を行い、適正な知識の普及啓発等に努めて国民の適切な選択に資することとするとともに(財)日本健康食品協会(注)において自主規格基準を設定している。

(注) 同協会では製品検査に合格した食品についてJHFAマークの表示を行い、消費者の利便に資することとしている。

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

第2節 生活環境の向上

1 環境衛生関係営業

飲食店,理髪店,美容院,クリーニング店,公衆浴場など日常生活に極めて関係の深い環境衛生関係営業(昭和62年12月末現在の施設数約245万)についてみると,種々に生活関連サービスの提供を通じて衛生的で豊かな国民生活づくりに貢献している反面,営業者の大部分が中小零細企業であるため経営基盤が脆弱であり,営業施設やサービスの内容につき,ともすれば衛生上の問題を生じやすい体質を有している。

そこで,それらの営業に対しては,環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律に基づく諸施策により衛生施設の改善向上,経営の健全等を通じて衛生水準の維持,向上を図っている。一方,政府系金融機関である環境衛生金融公庫は,環境衛生関係営業に対して,長期かつ低利の融資を行っており,42年の設立以来,62年度末までの貸付総額は,約3兆円に達している。

第1編

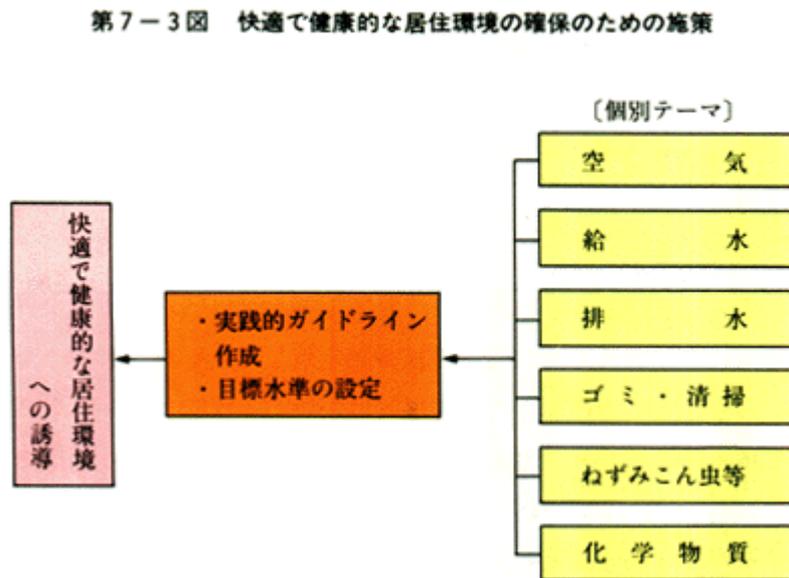
第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

第2節 生活環境の向上

2 居住環境の向上

百貨店、店舗等の多くの人々が利用する一定規模以上の建築物については、空気環境の調整や給配水の管理等に関する建築物環境衛生管理基準を定め、衛生的環境の確保を図ってきたところであるが、昭和63年度から、より快適で健康的な居住環境を確保することを目的とした施策(健康リビング推進対策)を新たに実施しており、建築物内のアスベスト(石綿)の評価、家庭用品に含有される化学物質の安全対策、ねずみ・衛生害虫の駆除、ダニ対策等に関する調査研究を進めているほか、建築物内の給排水に関して衛生上必要な措置を示す実践的ガイドラインの作成作業を行っている(第7-3図)。

第7-3図 快適で健康的な居住環境の確保のための施策



第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

第2節 生活環境の向上

3 化学物質の安全確保対策

化学物質の安全確保については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により、PCB(ポリ塩化ビフェニル)のような難分解性、高蓄積性、長期毒性の3つの性状を併せ持つ化学物質を第一種特定化学物質として規制を行うとともに、蓄積性は低い、難分解性を有し、長期毒性の疑いのある化学物質についても指定化学物質として、環境汚染防止対策の推進を図っている。昭和63年12月までにテトラクロロエチレン、トリブチルスズ化合物等32物質が指定化学物質に指定されている。

63年12月には、指定化学物質のうち、トリクロロエチレン等3物質について、新たに製造・輸入業者に対して長期毒性の詳細調査を行うよう指示した。調査の結果、長期毒性が確認されれば第二種特定化学物質として指定し、必要に応じ製造、輸入数量の制限等を行うこととしている。

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

第3節 安全でおいしい水の安定的供給

我が国の水道は、昭和62年に近代水道百周年を迎え、水道高普及時代に入った(62年度水道普及率93.9%)。大多数の国民にとって水道が生活用水確保のための唯一の手段となっていることから、水道の給水制限、停止が行われた場合に国民生活や経済活動に与える影響は測り知れないものがある。

このように水道は、今日、電気、ガス等とともに国民生活に不可欠な供給施設(ライフライン)として社会に定着している。したがって、水道用水の安定的供給は水道行政の根幹にかかわる課題であり、平常時の安定的給水はもちろん、渇水、地震時等の非常時においても国民生活への影響を最小限にするため、ダム等の水源開発、既存水源の有効利用等に加えて、基幹的施設の耐震化、連絡管の布設や調整池の設置等の施策を推進していくとともに、送配水施設における監視、制御・操作技術の高度化、管路等の合理的な更新を図ることが必要である。

安心して飲める水の供給は水道の基本的使命であるが、一方、おいしい水の供給についても要望が出てきている。近年、湖沼の富栄養化の進行をはじめとして公共用水域の水質汚濁は依然深刻な状況にあり、また、トリクロロエチレン(注)等微量有機化学物質による地下水汚染が顕在化する等、水道水質を取り巻く問題が複雑化、多様化してきている。

そこで、厚生省においては、63年6月水道環境部水道整備課に水質管理室を設置し、水道水の水質をめぐる諸問題に積極的に取り組むこととするとともに、安全でおいしい水道水を供給するため、63年度から生物処理、オゾン処理、活性炭処理等を行う高度浄水施設の整備に対する国庫補助制度を導入した。

(注) 金属の洗浄などに用いられる有機溶剤。

〔高度浄水施設(生物処理)-茨城県〕

近年、各地で湖沼の富栄養化が問題となっており、茨城県の霞ヶ浦においても富栄養化が進んでいる。このため、霞ヶ浦を水源として水道水を住民に供給してきた茨城県企業局では、水源水質の悪化による異臭味被害に長年にわたり悩まされ続けてきた。これに対処するため、霞ヶ浦浄水場に生物処理施設を設置している。

生物処理は、従来の浄水過程の前段階において行い、バクテリアの活動により水に含まれる汚染物質を分解するものであり、湖水の汚染により発生するカビ臭の除去などにも優れた効果を発揮するものである。高度浄水施設の導入以後、住民からの水道水の異臭味に関する苦情等がほとんどなくなった。

また、簡易専用水道(ビル、マンション等に設置した一定規模以上の受水槽を有する給水のための施設)や飲用に供する井戸水等の水の衛生確保対策を推進することとしている。

〔高圧給配システム-神戸市〕

3階建て以上の建物については、従来、水道から水を階下のタンクに受け、それを屋上のタンクにくみ上げること等により給水を行ってきたが、このタンクについては、かねてから不適切な管理による異物の混入等衛生面に関し問題が指摘されてきたところである。

そのため、神戸市(給水人口約142万人)では中高層階へも直接給水する高圧給配水システムを、昭和62年度に新設の小規模3階建て建物に導入し、現在では小規模4階建て建物等に範囲を拡大した。これにより、3,4階建て建物のうち約86%が直接給水の対象となった。

また、今後、個人住宅についても3階建て建物が増加するものと見込まれることから、こうした高圧給配水システムが全国各地に普及していくものと予想される。

また、水道料金については、水道事業者間で著しい格差があるため、水道事業の公共性にかんがみ、需要者間の不公平感を解消していくために平準化を進めていく。

さらに、今日、大都市等においては、地下空間の利用が高度に進み、水道施設の整備を行うに当たり、既設の地下埋設物や構造物の基礎等が障害となり、円滑な整備が困難な状況にある。こうしたことから、水道施設の整備が困難な大都市等において、浄水場と配水池、配水池相互を結ぶ基幹的な送配水管路、地下配水池等を土地所有者の利用見込みのない大深度地下空間に整備するための制度及び技術を確立する必要がある。このため、63年6月の総合土地対策要綱の閣議決定等を踏まえ、同年8月、「大深度水道管路検討会」が発足し、検討を進めているところである。

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

第4節 廃棄物の適正処理

1 廃棄物処理施設の整備

我が国における廃棄物の発生量は年々増加し、昭和61年度において1日当たりごみ総排出量は約12万t、くみ取りし尿は約10万kl、産業廃棄物は約85万t(60年度)に達している。さらに、生活様式の変化や産業構造の変化等により質的な多様化が著しく、プラスチック類、ゴム、金属類等の一般には焼却に適さないごみが増加する傾向にある。

このような廃棄物の適正処理を確保するため、61年11月に決定された第6次廃棄物処理施設整備5か年計画に基づき、平成2年度末には計画処理区域における焼却可能ごみの92%(60年度末88%)、し尿及びし尿浄化槽汚泥の92%(60年度末89%)が処理できるような焼却処理施設、し尿処理施設の整備を図るほか、最終処分場や廃棄物の資源化・有効利用のための施設等の整備を進めている。

さらに、市町村において適正な処理が困難な廃棄物を生じさせないようにするため、「事業者による製品等の廃棄物処理困難性自己評価のためのガイドライン」に基づき、自己評価の実施・定着化を図っているところである。

また、63年度から廃棄物の収集、運搬の効率化を図るための中継・中間処理施設の整備を進めている。

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

第4節 廃棄物の適正処理

2 フェニックス計画

近年,とりわけ大都市圏域においては,地価の高騰等により最終処分場の確保が困難となっており,近畿圏ではすでに広域最終処分場整備事業(フェニックス計画)が開始されている。また,首都圏では,今後,廃棄物の資源化・減量化や内陸処分場の確保に一層努力しても,東京湾に相当の廃棄物処分を依存せざるを得ないが,貴重な空間である東京湾で廃棄物を埋立処分するに当たっては,東京湾の利用と保全を広域的,総合的に勘案する必要がある。このため,昭和62年4月には厚生省,運輸省によって東京湾フェニックス計画の基本構想が取りまとめられ,現在,6都県市首脳会議をはじめとして関係地方公共団体等において廃棄物の広域処理問題について検討されている。

第1編

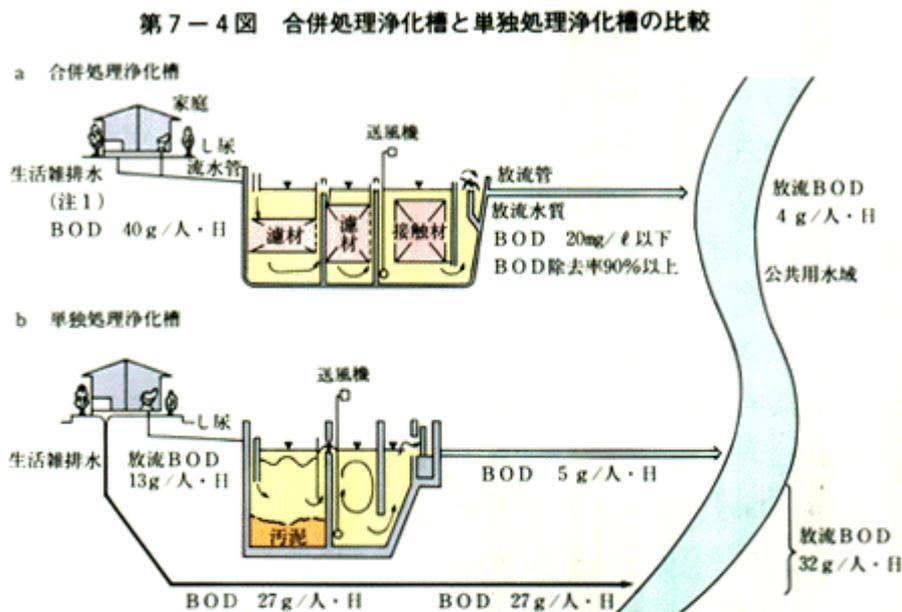
第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

第4節 廃棄物の適正処理

3 合併処理浄化槽

大部分が未処理のまま河川等に放流されている生活雑排水(台所や風呂場等からの排水)が公共用水域の大きな汚染源となっており,その対策が急務とされている。また,国民の半数近くに当たる約5,109万人はいまだくみ取り便所を使用している。最近,し尿と併せて生活雑排水を処理し,処理性能にも優れ,かつ一般家庭に手軽に設置できる合併処理浄化槽が実用化され,生活雑排水対策上大きな効果を発揮するものと期待を集めている(第7-4図)。

第7-4図 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の比較



(注1) BOD(生物化学的酸素要求量)とは、一定の条件の下で主として有機物が微生物によって酸化される際に消費される酸素量をいい、この値が大きい程水の汚れの程度が大きいことを示す。

(注2) 下水道の放流水は、一般的にBOD20mg/ℓ以下である。

浄化槽の設置基数は,昭和62年3月末現在で約580万基となっており,国民の4人に1人に当たる約3,308万人が利用している。国民の水洗化への要望の高まりにより今後も毎年30~40万基の増加が見込まれている。このため,新たに設置される浄化槽を合併処理浄化槽にしていくことが生活排水対策上望ましく,国としてもその普及を推進するため62年度より国庫補助制度を導入し,63年度予算額を大幅に増額した(補助額5億円)。

なお,生活環境審議会廃棄物処理部会浄化槽専門委員会において,63年6月第2次報告書が取りまとめられ,設置費用が比較的安く,投資効果が直ちに発現されるなど様々な長所を有する合併処理浄化槽を,生活排水対策の柱の1つとして位置づけ,行財政的な支援措置を強化し,その積極的な整備を推進するとともに,併せ

て国民の総水洗化の早期達成を図るべきであるとする提言がなされた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

第4節 廃棄物の適正処理

4 産集廃棄物対策

近年、技術革新等に伴い産業廃棄物の排出形態の多様化等が生じるとともに、土地利用の高度化、快適な生活環境への要求の高まりなど社会経済情勢の変化に対応した産業廃棄物対策が求められていることから、昭和63年3月、生活環境審議会廃棄物処理部会産業廃棄物専門委員会において、当面講ずべき産業廃棄物対策の基本的方向等について報告が取りまとめられた。報告においては、全国的観点に立った産業廃棄物処理の基本方針の策定、産業廃棄物の処理方法、処理施設の構造、管理等に関するガイドラインの策定、「積荷目録制度」(注)の導入等の指摘がなされており、厚生省としては今後その具体化に向けて検討を進めることとしている。

また、人体に対する有毒性が指摘されているアスベスト(石綿)を含む建設系産業廃棄物の処理に関するガイドラインとして「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針」等を63年7月関係者に対し示した。

さらに、医療機関等から排出されるいわゆる医療廃棄物については、その取扱いが不適正である場合には、ウイルス性疾患の間接的な伝染等の原因となり、公衆衛生の確保や生活環境の保全上問題が生じるおそれがあることから、63年7月より「医療廃棄物処理対策検討会」を設置し、医療廃棄物の適正な処理方策に関し調査、検討を開始した。

(注) 積荷目録(排出事業者が産業廃棄物の形状、取扱上の注意事項等を記載した伝票。マニフェストといわれている。)を管理することにより、運搬から処分に至る産業廃棄物の流れをチェックする制度であり、マニフェストシステムといわれている。

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

第4節 廃棄物の適正処理

5 清潔な町づくりの推進

清潔な町づくり事業(クリーン・タウン事業)は、一般住民に憩いの場を提供するための浄化槽処理水等を利用したせせらぎ創造・回復事業、都市景観の調和に配慮したごみ集積所や公衆便所の整備等を推進することにより、快適で良好な生活環境を作り、地域の活性化に資することを目的として、昭和63年度からモデル的に実施されている事業である。

63年度においては、兵庫県姫路市、京都府京都市、長崎県長崎市、新潟県新発田市、秋田県小坂町で推進されているところである。

[清潔な町づくり事業-兵庫県姫路市]

国宝姫路城の周辺は姫路市民の憩いの場として人々に親しまれており、また、ここを訪れる観光客は年間約300万人に達している。都市環境に潤いと快適性が求められる今日、こうした地域の環境美化はますます重要なものとなっている。

このため、姫路市(人口約45万人)では姫路城周辺地区約107haを対象とし、城内の水路を潤いあるせせらぎ空間として活用するとともに、姫路城の景観と調和した公衆便所(12か所)及びごみ集積所(1か所)を整備し、その施設の適正な運営や管理をボランティア団体の協力を得て行うなど創意あふれる清潔な町づくり事業(クリーン・タウン事業)を推進している。

この事業には市民を含め多くの関係者から観光振興と都市の活性化をもたらすものとして大きな期待が寄せられている。

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について

昭和63年10月25日

厚生省・労働省

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について

1. 基本的考え方

我が国は、いまや平均寿命80年という世界最長寿国になった。さらに21世紀には4人に1人が65歳以上人口という世界で最も高齢化の進んだ国になる。

この長い生涯を健康で生きがいと喜びをもって過ごすことができはじめて人は長寿をことほぎ、高齢化社会を明るい、活力に満ちたものにする事ができる。

このような長寿・福祉社会を実現するためには、国民の意識や価値観の変革はもとより、経済、社会のシステム全体を人生80年時代にふさわしいものに調整、改革を進めていく必要がある。社会保障その他福祉に関する施策も今後次のような基本的考え方に立ってこれを進める。

- 1) 高齢者が保護や援助の対象としてだけでなく、その豊富な人生経験や知識、技能をいかし、社会に貢献できる一員として、社会参加できるよう、必要な機会の提供と環境の整備を図る。
- 2) 自立自助の精神と社会連帯の考え方に立ち、国民の基礎的ニーズについては公的施策をもって対応し、国民福祉の基盤の充実を図るとともに、多様かつ高度なニーズについては個人及び民間の活力の活用を図る。
- 3) 人口高齢化の進展等に伴い、長寿・福祉社会を実現するための国民の負担は、長期的にはある程度の上昇は避けられないが、経済の発展、社会の活力を損なわない程度にとどめる。

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について

2. 今後の施策の目標と方向

1. 積極的な健康づくりと生きがいをもって暮らせる地域づくり

長い高齢期を健康に、また、からだが不自由になった場合にも、住みなれた地域で安心して暮らせるような条件と地域環境を整備する。さらに、高齢者にふさわしい仕事や創作活動、レクリエーション活動、ボランティア活動等を通じて幅広く社会参加かできるようにする。

- (1) 適切な食生活、適度な運動、十分な休養が調和した健康的なライフスタイルを確立することにより、積極的な健康増進を図るとともに、壮年期、高齢期のそれぞれのライフステージに応じ、家庭の婦人にも配慮した健康づくりを進める。また、がん、心臓病、脳卒中の三大成人病及び糖尿病、腎不全等の疾患の予防対策を推進し、ねたきりや痴呆の発生を極力減らす。
 - (2) 高齢者にふさわしい仕事や運動の開発、保養・保健・運動施設の整備、活用等を推進する。
 - (3) 高齢者の生きがいづくりをめざし、高齢者の知識や能力をいかした幅広い地域活動、社会活動への参加の機会をつくる。また、青少年から高齢者まで国民がボランティア活動に参加しやすくするための条件整備を行う。
 - (4) 高齢者の特性及びニーズに配慮した住居や老人ホームを整備するとともに、身近に健康づくりと医療、福祉面のサービスを利用でき、また、子や孫と交流しつつ、生きがいを持って生活することのできる街づくりを進める。
 - (5) 民間の健康関連産業の健全な育成を図る。
-

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について

2. 今後の施策の目標と方向

2. 保健、医療、福祉サービスの連携と充実

ゆきとどいた保健、医療、福祉サービスを受けつつ、高齢者が可能な限り家庭や地域の中で生活できるよう、総合的に施策を進め、ねたきり老人や痴呆性老人の介護に当たる家族を支援する。さらに、施設への入所が必要な者については、その状態に応じ、特別養護老人ホームや老人保健施設に入所できるようにする。

(1) 地域における保健、医療、福祉サービスの総合的かつ計画的展開を図るため、基本的な方針を定め、在宅サービスと病院、施設について、その体系化及び連携を図る。さらに、それらの費用負担を適正かつ均衡のとれたものとする。

(2) 高齢者が可能な限り家庭や地域で生活していくことができるように、昭和75年度を目途に、ねたきり老人等を短期間保護するショートステイについては5万床程度、高齢者等の日常生活上の世話を行う家庭奉仕員(ホームヘルパー)については5万人程度確保することを目標に整備、増員を図る。

また、在宅の高齢者に対し、昼間介護、入浴、給食、日常動作訓練等各種のサービスを提供するデイサービスセンターを将来的には小規模も含め1万ヶ所程度とすることを目標に整備を進める。さらに、高齢者総合相談センター(シルバー110番)を全都道府県に設置するほか、訪問看護の拡充、情報システムの普及等在宅サービスの充実を進める。

(3) 在宅での介護が困難な者については、施設において適切なサービスを受けることができるよう、昭和75年度を目途に、特別養護老人ホーム、老人保健施設あわせて定員約50万人分程度の整備をめざす。

(4) 今後急増が予想される痴呆性老人について、調査研究や発生予防対策の推進、介護に当たる家族の支援方策の充実、専門治療病棟の整備等総合的な対策を推進する。

(5) 保健、医療、福祉サービスを担う看護婦、保健婦、理学療法士、作業療法士、介護福祉士等専門的なマンパワーについては、社会経済状況の変化を踏まえ、資質の向上と量的確保を図る。

(6) 民間のシルバーサービス事業の健全な育成を図る。

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について

2. 今後の施策の目標と方向

3. 児童の健全な育成と家庭の支援対策の強化

将来の高齢化社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つための条件、環境を整備するとともに、子どもの養育について責任を負う家庭を支援する。

- (1) 婦人の社会進出等を踏まえ、育児休業制度の普及を図る等婦人のライフステージに応じた就業条件の整備を更に一層推進する。また、乳児保育、延長保育等保育需要の多様化に対応した保育対策を充実するとともに、保育所を広く地域に開放し、その地域の子どもたちの育児相談や老人と子どもとの交流の場に提供できるようにする。
 - (2) 時代や社会の変化のなかで子どもや親がかかえるさまざまな悩みなどに対応できるよう、総合的な相談、援助体制の充実を図る。また、児童館等の整備により、健全な遊びや自然とのふれあいなどを通じ、子どもたちがたくましく、かつ、情操豊かに育つような施策を進める。
 - (3) 出生率の低下や少子家庭の増大に対応し、子どもの養育や児童の健全育成に資するよう、我が国の実情に沿った児童手当制度のあり方を検討する。
 - (4) 母子家庭や障害児をもつ家庭等子どもの養育について社会的経済的援助を必要とする家庭に対し、児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給、介護人の派遣等の支援方策の充実を図る。
 - (5) 子どもが健やかに育つうえで最も重要な時期である乳幼児期をはじめ、成長期にある児童及び妊産婦、家庭の婦人の心身の健康管理の充実を図る。
-

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について

2. 今後の施策の目標と方向

4. 障害者の自立と社会参加の促進

「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」を基本理念とし、心身障害の発生を予防するとともに、心身の障害を持つ者が住みなれた地域社会の中で、自立し、社会参加ができるようにする。

- (1) 障害の早期発見、早期療育体制の充実を図るとともに、障害を有する児童であっても地域の中で必要な療育を受けることができるような援助体制の充実を図る。
 - (2) 医療機関等におけるリハビリテーション機能の充実、社会福祉施設のリハビリテーション機能の地域利用への配慮、専門従事者の養成確保対策の強化等を図る。
 - (3) できる限り障害者が一般雇用に就けるよう、重度障害者に重点を置きつつ、職業リハビリテーションの充実強化を図るとともに、障害者の特性に応じたきめ細かな諸対策を推進する。なお、直ちに一般雇用に就くことが困難な重度障害者の雇用の場を確保するため、第三セクター方式による重度障害者雇用企業の設置を全国的に推進する。
 - (4) 在宅障害者が通所して機能訓練、作業等を行うデイサービス事業、授産事業等の充実を図るとともに、創作活動、レクリエーション活動の促進等により障害者の社会参加を積極的に進める。
 - (5) 障害者が可能な限り家庭や地域の中で生活していくことができるよう、介護、家庭訪問サービス、移動サービス等の支援方策を充実させる。また、必要な場合には施設で処遇できるよう各施設の整備を図るとともに、それらの連携を図る。
 - (6) 精神障害者について、その人権擁護に十分配慮しつつ、適正な医療及び保護を確保するとともに、社会復帰施設の整備等その社会復帰や社会参加を促進する。
-

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について

2. 今後の施策の目標と方向

5. 高齢者雇用の推進

高齢者が長年培った知識、経験、能力を積極的に活用できる社会を実現していくことが重要であり、60歳代前半層の継続雇用を中心として高齢者の雇用就業機会の拡大を図る。

(1) 65歳までの雇用確保を目標として、同一企業あるいは同一企業グループ内における継続雇用の推進のための施策を計画的かつ着実に実施する。このため、労使に対する啓発指導を強化するとともに、賃金、人事管理の見直し、職場環境の改善等の条件整備について相談援助体制の充実を図る。また、高齢者は、健康等の個人差が大きく、就業ニーズも多様であるので、それに応じた多様な勤務形態の開発を進める。

(2) 継続雇用の推進と併せ、再就職を希望する高齢者について、その技能、経験がいかされるような再就職を促進するため、高齢者に係る労働力需給調整機能を強化する。

(3) 高齢者においても職業能力が十分に発揮されるよう、生涯能力開発の理念に立った教育訓練の振興、自己啓発の促進等を図る。

(4) 職業生活からの引退過程にある高齢者に対して、地域において臨時、短期的な就業を中心とした多様な就業機会を提供するため、シルバー人材センターの育成を図る。

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について

2. 今後の施策の目標と方向

6. 老後生活を経済的に支える所得の保障

65歳程度までの継続雇用を中心とする高齢者の雇用、就業の場の確保と相まって、公平かつ安定した公的年金と個々人の備え等により、長い高齢期を経済的に安定した暮らしができるようにする。あわせて、高齢者の老後の生活設計を支援するための多様な方策を講ずる。

(1) 公的年金については、現役勤労世代の賃金水準との均衡等を考慮しつつ、適正な給付水準を確保することとし、おおむね現在程度の給付水準を引き続き維持する。また、保険料率については、段階的に引き上げることとするが、将来過大な負担にならない水準にとどめる。

(2) 昭和70年を目途とする公的年金制度全体の一元化に向けて、今後とも給付と負担の公平化を図るための措置を講ずることとし、それまでの間の財政再計算期において所要の措置を講ずる。また、年金財政基盤を強化するため、民間活力を活用した年金福祉事業団の年金財源強化事業について、その推進を図る。さらに、年金業務体制の充実を図る。

(3) 雇用その他の条件整備を図りつつ、年金支給開始年齢について、将来できる限り早い時期から段階的に65歳にすることを目標とする。

(4) サラリーマンの老後生活をより豊かなものとするため、厚生年金基金等公的年金を補完する企業年金を育成し、普及を図る。

(5) 年金受給者等に対し、高齢期の生活設計や資産活用などについての情報提供、相談等を行うことができる体制を推進する。

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について

2. 今後の施策の目標と方向

7. 良質で効率的な医療の供給と医療費の保障

医学、医術の進歩をとり入れた良質な医療を適正な費用負担で受けることができるようにするとともに、医療保険制度については各制度間における給付と負担の公平化を図る。人口の高齢化、医療の高度化等により今後とも医療費の増加は避けられないが、医療資源の効率的な利用、医療費の適正化等により国民の負担が過大なものとならないように努める。

(1) 良質で効率的な医療の供給体制を整備するため、都道府県の医療計画を基本としながら、適正な医療機関の整備を進めるとともに、各医療機関の機能分担を明確にし、相互の連携を確保する。また、高額医療機器について共同利用の推進等を図る。

(2) 地域の医師による家庭医機能の充実を図ることによりプライマリケアを推進するとともに、老人医療ガイドラインの作成や在宅医療の推進等により、高齢者に対する適切な医療を確保する。また、入退院の適正化のための条件整備等を図り、長期入院を是正するとともに、投薬及び検査の適正化を図る。さらに、医療機関に関する情報提供機会の拡大、病院給食の改善等により、患者サービスの向上を図る。

(3) 被用者保険と地域保険からなる現行の国民皆保険体制の基本を維持しつつ、医療保険各制度間の給付と負担の公平化(一元化)を図るための措置を段階的に講ずる。この場合、全体としての給付率をおおむね八割程度とすることを目標とするとともに、負担の水準も適正なものとする。

なお、老人保健制度、国民健康保険制度について、65年度までの間に制度全般を見直し、その安定化を図る。

(4) 診療報酬については、長期入院の是正、在宅医療の促進、検査の適正化等の観点からさらにその合理化を図るとともに、薬価基準の適正化を図る。また、審査の充実、指導監査の強化、レセプト点検の強化等医療費の適正化対策をより一層進める。

(5) 医療に対するニーズの高度化、多様化に対応し、公的医療保険の補完という立場から、民間医療保険の適切な導入を図る。

第1編

第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について

2. 今後の施策の目標と方向

8. 長寿を支える研究開発の推進

医学、薬学、分子生物学、医用工学その他長寿を支える科学技術の基礎研究を推進し、保健、医療、福祉等の実践分野への応用を図る。この場合、官民共同による研究の推進や国際的な研究交流を図る。

- (1) 老化のメカニズム解明、老年病の予防、診断及び治療法の開発等をめざす長寿科学研究の総合的推進を図る。
 - (2) 高齢者等の精神的、肉体的負担の軽減や保健衛生、生活利便の向上等に貢献する新しい技術、システムの開発、改良、普及を総合的に推進する。
 - (3) バイオテクノロジー等の先端技術を活用した医薬品、医療機器、福祉機器等の研究開発を振興する。
-